

平成30年度 第4回 北海道大規模小売店舗立地審議会第1部会 議事録（概要版）

1 日 時 平成30年8月20日（月） 午前10時00分～午前11時50分

2 場 所 北海道庁別館5階大会議室

3 出席者

(1) 委員及び特別委員

部会長 大平 義隆（北海学園大学経営学部教授）
副部会長 田村 愛美（税理士スクエア会計事務所税理士）
特別委員 内田 賢悦（北海道大学大学院工学研究院教授）
特別委員 齋藤 健一郎（小樽商科大学准教授）
特別委員 山岡 俊勝（元 岩見沢市建設部長）
特別委員 安達 栄次郎（小樽建設協会専務理事・事務局長）

(2) 事務局

石狩振興局産業振興部商工労働観光課長	山 出 均
石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	堀 剛 一
石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係専門主任	齋 藤 尚 子
後志総合振興局産業振興部商工労働観光課長	大 島 吾 一
後志総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	溝 口 崇
後志総合振興局産業振興部商工労働観光課主事	松 尾 将 志

(3) オブザーバー

経済部地域経済局中小企業課商業グループ主幹	今 井 雄 二
経済部地域経済局中小企業課商業グループ主任	小 林 和 哉

4 傍聴者 なし

5 審議事項

- (1) 「DCM ホーマック花川店」（石狩市）に係る法第6条第2項（変更）の届出について
- (2) 「小樽新光複合施設」（小樽市）に係る法第5条第1項（新設）の届出について
- (3) 「（仮称）TRIAL 小樽新光店」（小樽市）に係る法第5条第1項（新設）の届出について

6 議事要旨

- (1) 「DCM ホーマック花川店」（石狩市）に係る法第6条第2項（変更）の届出について、事務局からの審議案件に関する概要の説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

審議した結果、施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について意見を述べる必要はないものとして、知事に対して別添のとおり答申することとした。

- (2) 「小樽新光複合商業施設」（小樽市）に係る法第5条第1項（新設）の届出について、事務局からの審議案件に関する概要の説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

委員から質疑等があり審議した結果、施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について意見を述べる必要はないものとして、知事に対して別添のとおり答申することとした。

(主な質疑等)

- ・当該施設の建物及び土地の管理者について確認。
- ・周辺見取図について、色分けした周辺見取図の追加書類提出。
- ・出入口②付近の既存切り下げについての確認。
- ・従業員等駐車場及び冬季堆積場所の配分について確認。
- ・必要駐車台数の算定方法について確認。
- ・道警本部交通規制課との協議後の対応について確認。
- ・近隣小学校との交通関係協議について確認。
- ・小樽市関係課との協議内容について確認

(3) 「(仮称) TRIAL 小樽新光店」(小樽市)に係る法第5条第1項(新設)の届出について、事務局からの審議案件に関する概要の説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

委員から質疑等があり審議した結果、騒音関係について疑義が出されたため、内容について整理した上、答申することとする。

(主な質疑等)

- ・荷さばき施設の搬入トラックについて確認。
- ・夜間の音源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果について確認。
- ・騒音超過について、小樽市との協議内容について確認。
- ・廃棄物保管施設の調理臭及び悪臭の発散防止について確認。
- ・関係課との協議状況について確認。
- ・24時間営業に対する近隣の生態系への配慮について確認。

(4) 事務局から次回開催日程について連絡を行った。

7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は別添のとおり

答申文【DCM ホーマック花川店】

(答申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、届出書等に記載された計画においては、対象としたすべての項目で、大規模小売店舗立地法第4条の指針に沿った配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。

石狩市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。

答申文【小樽新光複合商業施設】

(答申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、届出書等に記載された計画においては、対象としたすべての項目で、大規模小売店舗立地法第4条の指針に沿った配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。

小樽市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。